

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第1回）
議事要旨

日 時：令和4年10月20日（木）9:30~11:00

開催方法：オンライン開催

参加者：委員名簿（別紙）参照（大橋委員及び柳委員は欠席。大橋委員については、あらかじめ文書で提出された御意見を事務局が代読。柳委員については、会合後に文書で御意見を事務局が受領。）

議 題：①ガイドラインの趣旨、基本的考え方及び構成並びに今後の対応
②共同の取組

①について

<ガイドラインの趣旨>

- 本ガイドラインの対象範囲については、SDGs の各目標間のトレードオフも指摘されており、温室効果ガス削減に向けた取組とすることに賛成である。
- 本ガイドラインの対象範囲については、大枠として、温室効果ガス削減に向けた取組を中心とすることに賛成である。ただし、温室効果ガス削減だけではなく、カーボンニュートラルが中心としつつ、外延はやや広くともよいのではないか。この点について、具体的には、リサイクルなど他の環境関連の取組に関しては外延に含めて良いのではと考える。他方で、環境以外の SDGs に係る取組への適用可能性については示唆する程度が適当と考える。
- 本ガイドラインの対象範囲は、脱炭素のような一大転換を推進するに当たり、国、自治体、消費者及び事業者が2030年、2050年に向けて、昨年10月の閣議決定に基づくアクションをとっていくことを踏まえた競争状況を前提とした独禁法の適用について、とすることに意味があると考えます。
- 本ガイドラインの対象範囲については、温室効果ガス削減の問題は、ほぼ全ての政策課題に関わってくるはずであり、温室効果ガス削減に限定しても本ガイドラインの対象は結果として広範なものとなるのではないかと考える。温室効果ガス削減に向けた取組を中心とするに基本的に賛成である。
- 今回、ガイドライン作成にあたって、折角の機会なので、従来のガイドラインとは姿勢を異にし、踏み込んだものにするのが、公取委のスタンスを世界に示す意味でも、また独禁法の執行における事業者の予見性を確保する上でも、良いのではないかと考える。
- 本ガイドライン案は温室効果ガス削減に係る取組を中心に記載されているが、人権や経済安保などより緊急性が高い課題もあるのではないかと考える。

<基本的な考え方>

- グリーンに係る商品・役務については事業者間の競争を前提とすべきではあるが、新た

に生み出された技術については、事業者間で共有することが社会全体の便益につながると
いう発想も必要ではないか。

- グリーン関係の取組の多くは問題にならないとの基本スタンスについて、性善説に立
てば問題ないが、いわゆる SDGs ウォッシュやグリーンウォッシュに留意する必要がある
と考える。
- グリーン関係の取組の多くは問題にならないとの基本スタンスについては、適当と考
えている。本ガイドラインで一番大事なことは、事業者の萎縮効果を払拭することである。
ただし、グリーンウォッシュの可能性は排除できず、この点、注意喚起を図る意味で、「グ
リーンウォッシュ」という文言を本ガイドラインに盛り込むことを検討してもよいかもし
れない。
- 長期的な観点で生じる環境上の便益が公共の利益との関係で、どの程度考慮されるの
かを明確化するのが良いのではないか。
- グリーン社会の実現については、今は存在しない技術の芽を生み出すという観点が重
要である。
- 独占禁止法の厳正な執行がグリーン社会の実現に向けて積極的な貢献をする場合につ
いてももう少し具体的な記載があっても良いのではないか。グリーンに係るイノベーショ
ン阻害行為に対して独占禁止法をいわば「剣」として用いることによりグリーン社会の実
現に寄与し得ることを明記してはどうか。
- 競争促進効果を明確に定義するのではなく、競争促進効果の具体例を挙げるにとどめ
ることも考えられるのではないか。なお、我が国においては、社会公共目的の考慮を通し
て、市場外における利益の一部については實際上評価に取り込んできたようにも思う。
- 競争促進効果の考慮にあたっては、事業者側が十分に説明責任を果たすことが重要で
あることを明記してはどうか。事業者の主張を踏まえた上で、公正取引委員会が批判的な
目で吟味することが重要であるように思う。

<ガイドラインの構成>

- 本ガイドラインの全体の構成については、現行の独占禁止法に沿って、シロ、クロ、グ
レーを示すことに賛成である。ただし、共同の取組において脱炭素以外の目的を有する場
合があるかもしれない。そのような場合は、相談により懸念を払拭することになるものと
理解する。
- 本ガイドラインの構成は、垂直的制限、優越的地位の濫用、企業結合も含む包括的なガ
イドラインとなっているが、こうした構成には賛成である。欧州においても、EU加盟国
では様々な議論があると承知しているが、欧州委員会における具体的な議論は、これまで
のところ、基本的に、「水平」、すなわち、水平ガイドラインの改定に限定されているよう
である。グリーン成長の文脈では、垂直的制限、優越的地位の濫用、企業結合も問題とな
る局面があるように思われるため、包括的なガイドラインには価値があり、日本は本ガイ
ドラインを出すことで、世界の中でも一歩先んじることになるように思う。

- 共同の取組だけではなく他の行為類型も包含した包括的なガイドラインの策定を目指すことに賛成である。
- 一般論として、考慮基準を明確化することは、違法性の理解に資するようにも思われるが、結局のところ基準のあてはめが必要になるものであり、そのあてはめ方について誰でも理解できるような説明をすることは、独占禁止法に限らずあらゆる法律分野でも実現できておらず、考慮基準を明確化することは難しい。想定例を挙げるといふ原案の方向でよいと思う。
- リスクのあるケース、ないケースが明らかな事例を中心に載せるのではなく、事例のどの要素を変更すると結論が変わるのかを分かりやすく示すことで、事例の内容や当てはめの仕方を工夫できないか。
- 具体例の後ろにどのような思考過程で違法・適法となるのかについて少し分析のコメントが添えてあると更に分かりやすくなるように思う。

<今後の対応>

- 本ガイドラインの継続見直しは、市場の変化のスピードを踏まえると、是非、やってほしい。
- 本ガイドラインは今後随時見直すとのことだが、現代は、デジタルを含め経済情勢の変化が急なので、随時の見直しは、独禁法ガイドライン全般に求められているといえるのではないか。

②について

<セーフハーバー>

- 企業が直面するであろう実態に即して踏み込んだ記載にする観点では、実務的な情報交換方法の明確化やセーフハーバー基準の明確化などがあるのではないか。
- セーフハーバーについては、適切なものを示すことができるのであれば、事業者にとって分かりやすくよいと思うが、実際のところ設けるのは難しいのではないか。定性的な説明にとどめるのが現状は適当と思われる。
- セーフハーバーについては、設定が難しく負担が多い割に、メリットはないのではないか。他のガイドラインに記載されている程度で書く分には良いが、今ここで新たに考えるのは負担が大きい。当面セーフハーバーはいらないのではないか。

<その他>

- 我々は自由競争、独占禁止法による規制下で事業活動を行いたいと考えており、本ガイドラインを含め、公正取引委員会の競争政策に対する期待はとても大きい。
- 本ガイドラインにおいて、グリーンを取組に対し総余剰基準を採用した場合は、社会全体への何らかの好ましい効果があれば評価されることになるかと理解しているが、枠組みが不明確となると予想されるため、消費者余剰基準を維持することが実効的だと考える。

- 企業結合審査については、経済分析をこれまで以上に実施していただく必要があると考えている。その上で、経済分析について、二つの課題がある。一つは、昨年10月の閣議決定を遵守していくためには、装置の大幅な入替えが不可欠であり、そのような入替えを前提にした経済活動においては、消費者余剰の計算の際に、変動費のみならず固定費を算入することが適切ではないか。これにより総余剰基準を採用しなくとも、適切な回答を導き出すことが可能ではないかと考える。もう一つは、審査における経済分析の取扱い。グリーンの取組については、競争政策が機能する限り、産業政策ではなく競争政策で進めるべきと考えているが、そのためには、公正取引委員会に、当事会社の経済分析に対する評価や自ら実施した経済分析の結果を公表し、経済学その他の英知を集約して欲しい。企業側も経済分析を中心とする審査を受け入れる覚悟や、データの収集・提供、自ら経済分析に取り組む努力が必要であると覚悟している。
- 競争政策と環境政策とで、それぞれの政策評価において分析対象となるタイムラインが異なっており、整合性をとるのが難しいと感じている。EUなどでは公的機関による関与、例えば基準の設定や補助金の支出についても議論されているが、今回のガイドラインではどのように取り扱うべきかが気になっている。
- グリーンの分野については、環境規制による不利益と反競争行為により生じる不利益とを混同しないことが肝要である。これは環境政策に対する注文であるが、環境規制からの負荷を明確にすることで、競争促進効果としての評価が容易になると考えられ、産業界における分業体制の構築や得意分野への集中にもつながっていくと考えられる。これに加えて設備の入替え、国際競争力などにおいて、いずれも効率性が問題となってくるものであり、効率性はまさしく競争政策の得意分野であり、その意味で環境規制を実現していく中でも競争政策の観点は非常に有効と考えている。
- 経済界の立場から言うと、共同開発等の共同行為の必要性は増している。正当な目的で会合を行っていても、本来の目的から離れた情報交換等を行うことは厳に慎まねばならない。これまで以上にコンプライアンスを徹底する必要があると考えている。
- カーボンプライシングが導入されても、企業としての自助努力で対応したい。価格転嫁についてのカルテルを独占禁止法の適用除外としてもらうようなことは、円安や原材料高騰などへの対応と同様に、想定していない。産業政策による直接的な指導や規制は、企業の自助努力や競争政策では対応に限界があることが判明しない限り不要である。まずは競争政策により対応すべき。
- 行政指導を始めとする官公庁の関与に関する独占禁止法上の考え方についても記載を追加してはどうか。カルテルなどの独禁法違反に関し、官公庁の担当者が理解を示したり、同席していたりしても、独占禁止法上問題となる。こうした点については、既に広く知られた考え方ではあるが、企業の理解の促進を図るためには、念のためそのような記載をガイドラインに追加してもよいのではないかと。
- 一朝一夕にいかないのがグリーン社会の実現であり、非財務的な問題、社会的要請への対応など企業は大変と思うが、随時、有価証券報告書やホームページで情報を公開してほ

しい。消費者もそれを見て、真剣に取り組んでいる企業を応援していく。そういった好循環を作り上げていくことが大切だと思う。

- 共同の取組の検討フローチャートに関して、競争制限効果と競争促進効果が認められる行為については、競争制限効果と競争促進効果が同じような重み付けで記載されている点が気になった。競争制限効果が一応認められるにもかかわらず、競争促進効果を踏まえて適法になる場合はどちらかと言えば例外的であるから、そのような観点を明確に記載することも考えられるのではないか。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第2回）

議事要旨

日 時：令和4年11月21日（月）9:30~11:00

開催方法：オンライン開催

参加者：委員名簿（別紙）参照（大橋委員及び河野委員は欠席。両委員について、あらかじめ文書で提出された御意見を事務局が代読。）

議 題：①取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択

②優越的地位の濫用

③企業結合

論点①及び②について

- 垂直的な関係についても記載するグリーンに係る包括的ガイドラインは、世界中でまだどの国でも策定されていない先駆的な価値のあるものとなる考える。
- 本ガイドラインに「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」に係る記載を盛り込むこと、また、当該行為について、共同の取組と同様に、行為の目的の合理性、手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して判断することには賛成である。
- 「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」の考え方について、誤解を避けるため、「競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮」ではなく、公正競争阻害性に依拠した「競争阻害効果」の語を用いて、「競争阻害効果と競争促進効果を総合的に考慮」とすべきである。「競争制限効果」は不当な取引制限における「競争の実質的制限」に対応した用語であり、適当でない。分かり易さの観点から「競争制限効果」に統一するという考え方もあると思うが、独占禁止法の全くの素人が本ガイドラインを参照することは少ないのではないか。
- 「共同の取組」のみならず「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」についても「競争制限効果」で統一することについては、他のガイドラインとの整合性にも留意する必要があると思う。例えば、脚注で用語について説明することにより、ガイドライン間の整合性と分かりやすさを両立できるのではないか。
- 優越的地位の濫用は、その他の不公正な取引方法と違法性の考慮要素が異なる行為であり、項目を別に立てることに賛成である。
- 取引の相手方から収集したデータを用いた事業上の取組については様々な事業者が検討を進めていると考えられることから、ガイドラインに想定例として記載することは有益である。

論点③について

- グリーンに関する事業者等の様々な取組についてワンストップで確認できるので、本

ガイドラインに企業結合の章を設けることに賛成である。ただし、届出要件などの手続面の記載も含まれている点については、そうした記載が必要かどうかについて意見が分かれるかもしれない。

- 可能であれば、企業結合以外の章でも想定例に評価を記載できないか検討してほしい。欧州委員会やオランダ当局のガイドライン案でも事例の箇所で評価を記載するスタイルは採用されている。ただし、評価まで記載した場合、本ガイドラインの記載内容によって公正取引委員会の将来の法執行が拘束されることとなる懸念もあり、慎重な検討が必要と思う。
- 混合型企業結合については、そもそもクロと判断した事例が少なく、違法となる想定例が作りにくい。巨大プラットフォームが混合型企業結合を通じてコアなデータを集めて握ってしまうといったことが想定されるが、そのような事案については、将来発生した時点で検討すればよいだろう。
- 企業結合審査における将来予測のタイムラインが実務上2年とされている点については、現在起こっている経済の大変動に合わせてフレキシブルに扱う必要がある。現場の設備更新のタイミングが2年の枠に収まらない場合には、2年を超えて検討する必要もあるのではないかと。また、技術変化の時間を予測することは不可能であるところ、今後目指すグリーン社会は多くの製造業にとって非効率を招くものとなるが、新たな高効率な技術が発明されれば競争状態が変わるかもしれず、それを踏まえた判断が必要。
- グリーンの技術変化をどの程度の時間軸でみるのが適切かという点では、技術の将来予測が立たないので、一律の考え方を示すことは不可能であろう。
- 高炉の統合のような未知の問題を本ガイドラインに記載することは関連する要因が多くかつ不確定なため難しいであろう。

その他

- 気候変動対策を進めるには、「協働・共創」が求められているが、そこにグリーン社会の実現に貢献する新たな技術等へ挑戦する勢いを削ぐことのない「競争」が起こらなければ、インパクトある変革にはつながらない。本ガイドラインの果たす役割については、現行の独占禁止法の趣旨は何ら揺るぐことなく、公正で健全な市場の維持という目的に加えて、グリーン社会推進という地球規模の目的が一つ加わることとなるが、そこで独占禁止法の考え方が緩んだり大きく変わったりするのではないということを明確にしてほしい。
- 効率性を判断する際に固定費も勘案し得るかとの問題については、今後先鋭化する可能性がある。古典的なミクロ経済学の考え方に基づけば、効率性の評価を行う場合に固定費は評価対象に入っていないということになっているし、経済理論的には消費者余剰に固定費を勘案することが難しいと承知しているが、グリーン社会の実現には製造設備の入替えが必要であるため、固定費の評価が重要になる。今後、公正取引委員会の審査をサポートする理論的な下支えが必要と考えているが、そのためにも、公正取引委員会には、経済分析の結果や評価について公表する「経済分析のオープン化」を求めたい。

- 固定費については、事実関係で検討するということで、企業結合ガイドラインでも、「固定費」「変動費」といった言葉を使用せず、固定費も勘案できる形となっている。
- 経済分析の積極的な活用には賛成するが、実際にどのレベルで行うのかという難しさがある。また、固定費の評価についても、その方法は色々ある。
- グリーン社会の実現にあたり必要となる生産設備の持ち方等は、企業の自由競争の中で実現されていくべきであり、需要家に合理的対価で製品を提供するために仮に製造設備の共同利用等が必要な場合であって、独占禁止法上のクリアランスが必要なものについては、専門的知見を有する公正取引委員会により、独占禁止法に基づく審査等で適法性を確認することが望ましいと考えており、グリーンを取組に関し、適用除外制度がなくても対応可能と考える。しかしながら、これまで述べられたような課題が解決できないのであれば、競争政策から産業政策にバトンを渡す必要が生じることとなる。
- ガイドライン原案の想定例について、どの要素を変更すると結論が変わるのかを明確にすべきではないか。それにより、どこが独占禁止法上のポイントかが事業者等にも分かるようになり、グリーンを取組を行う際、本ガイドラインの想定例とほとんどの事例が合致しない事案においても参考にすることができるようになる。
- 事案のどの要素を変更すると結論が変わるのかを示すことは、企業が取組を検討する上でも有益とは思いますが、そうした対応がどこまで可能かという問題がある。また、グリーンを取組と独占禁止法の考え方とが相克するような限界的な想定例を記載することも一案として考えられるが、評価が難しく、現実的にそうした記載を行うことの可否、適否については慎重に検討が必要だろう。
- 情報交換に対する考え方の明確化については、確かに記載があることが望ましいが、実際に法律に抵触するような情報交換は少ない。どこまで機微な情報を交換するのかにもよるが、ガイドラインに記載することで、かえって企業に対して警戒感を与えてしまう可能性があると考ええる。
- 今後、事業者等からのグリーンを取組に係る情報に基づき、本ガイドラインの見直しを行うとしても、事業者等は違反に問われることを恐れて、公正取引委員会に機微な点は明かさないという対応も想定される点は、留意する必要がある。
- 政府全体でのGXの取組は、産業構造の転換や需要家に対しての意識変革をアジア圏も含めて世界全体に広げながら、新たな市場を創出していくといった観点だと認識しており、共同規制の考え方を取り込みながら、官民で、製造業の厚みを相当程度もつ我が国ならではの新たな取組を促そうとしている。こうした我が国独自のGXの取組を後押しする上で、本ガイドラインの記載、なかでも情報交換の考え方、効率性に関する考え方は従来ガイドラインの引用に留まっており、市場集中度に関する共同の取組を後押しする上での記載の踏み込みが必要である。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第3回）

議事要旨

日 時：令和4年12月5日（月）13:30～15:00

開催方法：オンライン開催

参加者：委員名簿（別紙）参照

議 題：①公正取引委員会による相談対応

②ガイドライン全体の記載

③グリーン社会の実現に向けた今後の公正取引委員会の取組

論点①について

- 相談については、事業者の質問を歓迎した上、解決策を見付ける支援があると更に良い。本ガイドラインにおいては、相談について、適法・違法の結論を示すのみならず、問題を解決するためにどのような選択肢があり得るのかについても協議に応じる姿勢をにじみださせるべきではないか。
- 独占禁止法は、公平で公正なマーケットの維持を命題としているところ、本ガイドラインは、脱炭素を目指す取組について、解釈を広げるものであると理解する。その上で、今後は、相談事例を収集し、Q&Aなどを作成するとともに、ガイドラインの確度を高めていくべきと考える。
- 正式な事前相談制度は、公表されることに抵抗を感じる事業者が少なくないことから、あまり利用されていない実態にあると理解している。現行の相談制度の枠組みを前提にするとやむを得ない面もあるが、本来であれば、正式な事前制度を主軸として据えるのではなく、こうした実態も踏まえた記載の仕方の方が望ましいのではないか。また、相談制度に関して記載するに際しては、事業者が相談しやすい感じが出せるとよい。一つのアイデアであるが、相談が直ちに違反調査につながるといったことはない旨を明記してはどうか。
- 本ガイドラインでは、公正取引委員会として、これまでの相談制度と違うものとする必要があるのではないか。事業者も、法執行に関係しないようなケースについて相談することは、現状を考えるとないのではないか。
- 本ガイドラインに相談について記載することは、流通取引慣行ガイドラインの例もあり、望ましい。正式な事前相談制度は、ビジネスレター制度（ノーアクションレター制度）に近い。すなわち、企業にとっては、法的安定性が強い制度である。他方、企業にとっては、計画の熟度が低い段階で相談したいとのニーズもあると考えられるので、非公式な相談について、計画の熟度が低い段階でも受け付ける旨を明確に記載しておいた方が良いのではないか。

論点②について

- 本ガイドラインの根幹は、GX の実態をどのように捉えるかという問題であり、GX は、価格というよりは、投資の問題である。すなわち、将来の賦課金等を基にグリーンの先行投資を行うことについて、競争政策上どのような配慮が行えるのか、この点について、従来と違う考え方をするのかという問題である。コンビナートのようなインフラを作り直すといったことは、個社の判断ではできない。同一の業界のみならず異なる業界の事業者間で連携が必要な場合もあり、協調して設備のリプレースを行いつつ、合成燃料等を使う設備に新設する際、競争法上違法・適法を明らかにするのが大事である。
- 従来、公正取引委員会は、単独ではできない共同の投資については、競争促進的であるとして、介入しなかった。ただし、それに付随する制限については、目的に対して不必要に競争を制限する場合は問題としてきた。このように、従来のフレームワークを維持したとしても、本ガイドラインにおいて、共同の投資によるインフラ整備については、問題なしと判断できる。
- 独占禁止法の適用除外を設けたとしても、要件を突き詰めていくと結局は競争法の要件と同様の要件を設けることになると思う。そのため、競争政策でどこまでできるかトライして、限界が明らかになったならば、適用除外を検討する、そのような順番であると思う。その上で、公正取引委員会には、グリーンの問題に正面から対処する決意表明を行ってほしい。また、消費者余剰を算定する際の固定費を勘案していただきたい。企業結合審査の際、公正取引委員会・当事会社それぞれの経済分析の結果と評価、当事会社の経済分析が採用されなかった場合の理由の開示を行うことで、世界の英知を蓄積してほしい。そうすれば、もし適用除外を設けることが必要であるとなった際にも、その理由付けや海外への説明に際し、日本の財産となる。
- グリーン分野の投資については、競争制限効果のみならず、目的の合理性、手段の相当性を勘案すれば、柔軟な判断が可能である。欧州を中心とする海外における議論でも、理論的には様々な考え方が提示されているものの、結論としては、多くのグリーン分野の投資について、現在の競争法の枠組みを特段変更せずに柔軟な判断を行うことが可能とする意見が多数派と理解する。
- 共同の取組であっても、協調行動が起こらないように情報遮断措置を講じて OEM 供給を行うなど、既存の枠組みの中で工夫の仕方は色々あり得る。本ガイドラインによる独占禁止法上の考え方の明確化と積極的な相談対応はセットであり、丁寧な個別事案への相談対応により、「事業者と伴走する」ような姿勢が重要。
- 企業結合審査においては Counterfactual に基づく検討を行うことがあり、通常は、「現状」が起点となるが、場合によっては「確定的な将来」を起点とすることも可能である。このため、将来の廃棄の問題は、公正取引委員会がどれだけ正確な予測を行えるかという問題であるとも考えられる。ただし、こうした点について新しいことを本ガイドラインに記載すると誤解を招くおそれがある。
- 日本の企業は、法の遵守意識が高い。企業の行動を促進するにはシロと言ってあげる必要が相当程度ある。本ガイドラインが「グリーン」を標ぼうするかぎり、かかる対応がな

ければ、満点とはいえない。

- 本ガイドラインは、公正取引委員会がグリーンを取組を推進するために独占禁止法の考え方を整理してくれることが大事であると理解する。グリーンを取組を社会実装する中で、データや知見を収集して、本ガイドラインをブラッシュアップするような在り方が大事である。その上で、今回、どこまで書き込めるか。企業にも、財務的取組のみならず、非財務的取組が求められている。独占禁止法は、市場の公正性を確保するものであるが、事業者のグリーンを取組は、個人的便益ではなく、社会的便益の獲得を目指すものであり、大きく異なっている。また、カーボンプライシングで脱炭素を進めることが企業評価につながるということが大事である。こうした状況を踏まえて、まずは、やってみることが重要。

その上で、企業を性悪説で捉えるものではないが、グリーンウォッシュにも配慮する必要がある。

- 指摘のとおり、グリーンを取組であれば、何でも許されるということではいけない。大変革の中、企業も当面は、独占禁止法が大事にしている価値観のどこを変える必要があるのか検証することが必要である。現在は、まだ具体的な事例はあまり出ていない。日本の雇用、産業を守る問題は、これから出てくる。

論点③について

- 本ガイドラインは周知の仕方が重要。公正取引委員会としては、グリーン社会の実現に向けた試みに対し、多くの場合は独占禁止法はブレーキになることはないことを明確に示す必要がある。こうした積極的な情報発信をせずに本ガイドラインを公表した場合、企業によっては、新たな規制ができたなどと誤解し、事業者の正当な試みが委縮することになりかねない。

また、本ガイドラインがなぜ今求められているのかという点も併せて発信すべきである。現在は黎明期であり、グリーンを取組はこれから一気に増えてくる可能性がある。今般どのようなニーズに基づいて本ガイドラインを策定したのかという点（いわゆる「立法事実」のようなもの）があれば、本ガイドラインへの理解が得られやすくなる。

- 政府全体の取組としては、経済産業省などの他省庁から公正取引委員会に情報を提供するという連携を行いつつ、最終判断は、公正取引委員会が行うというスキームが望ましい。競争上の問題については、公正取引委員会を中心として政府全体で難局を乗り切りたい。
- 競争政策と投資の関係については、経済学的には未だ解明されていないところがある。GXについて、学びのプロセスを競争政策に取り入れられるのか。本ガイドラインでは、前向きにGXを進める姿勢が伝われば良い。
- グリーンについては、学習過程であろう。本件についても、今後、事前相談に企業がどれだけ来てくれるか。熟度の低いケースについても、十分事例が集まらなければ、学習が働かない。学習過程は、国内企業との対話が大事である。海外については、その動きを追うのみならず、我々が海外に発信することが大事である。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会
委員名簿

大内 政太	日本製鉄株式会社 常務執行役員
大橋 弘	東京大学公共政策大学院教授・副学長
座長 岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科准教授

(五十音順、敬称略、役職は令和4年10月現在)